

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

##### 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、平成13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会及び企業会計審議会が置かれており、平成15年度末現在、全体で一般職1,101名及び特別職3名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名）の体制となっている。

（注）平成16年4月1日より、これまでの公認会計士審査会を改組・拡充し、公認会計士・監査審査会が一般職40名及び特別職2名（公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制で発足している。

##### 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

##### 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

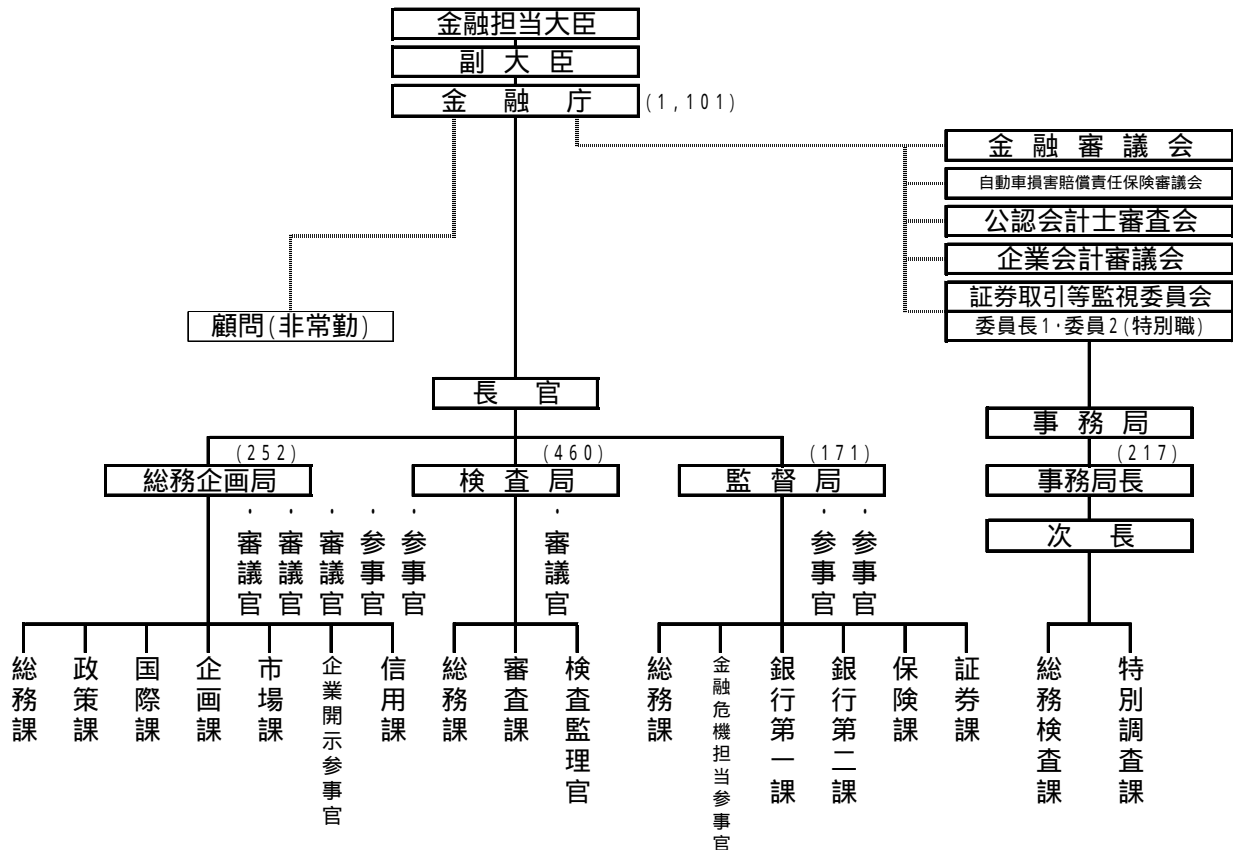
なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

##### 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

さらに、市場機能を中核とした金融システムへの移行に的確に対応していく観点から、機能別の行政組織を基本としつつ、証券市場行政を担当する部署間の連携を一層強化するため、平成14年8月に、証券市場行政総括官を設置するなど、証券市場行政についての情報交換・連絡・調整を一層推進している。

(参考)金融庁の組織(平成15年度末)



## 第2節 平成16年度の体制整備(資料1-2-1)

金融を巡る内外の情勢変化に適切に対応し、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、より強固な金融システムの構築、証券市場の構造改革の推進など、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(6月27日閣議決定)に盛り込まれた諸施策等を迅速に実施することが喫緊の課題となる中、平成16年度予算においては、以下のような体制整備が認められた。

### 1. より強固な金融システムの構築のための体制整備

金融システムの信頼を高め、金融機関が本来の仲介機能を回復するため、「金融再生プログラム」等の着実な実施を通じて、平成16年度に不良債権問題の終結を目指すとともに、リレーションシップバンキングの機能を強化し、地域の中小企業への金融の円滑化等の諸施策を実施するために必要な検査・監督体制を整備。

総務企画局審議官(不良債権問題担当) 検査局審査課審査企画官を設置するほ

か、「金融再生プログラム」等の着実な実施や地域の中小企業への金融の円滑化等のため、所要の要員を確保。

## 2. 証券市場の構造改革の推進のための体制整備

証券市場の構造改革を一層推進するため、平成16年4月の「公認会計士法の一部を改正する法律」の施行に対応した公認会計士・監査審査会の体制整備をはじめ、証券取引等監視委員会において、ディスクロージャー違反等犯則事件の調査体制の強化等、市場の公正性・透明性の向上を図るために必要な体制を整備。

平成16年4月に発足した公認会計士・監査審査会について、事務局総務試験室、同審査検査室を設置し、総計40名の定員を確保。

証券取引等監視委員会において、犯則事件の調査部門を中心に23名を増員し、市場監視体制を強化。

## 3. 実効性、効率性の高い検査・監督体制等の整備

金融を巡る内外の情勢変化に適切に対応するため、金融庁の調査・研究機能及び情報システムの充実・強化を図り、高度化した金融商品等に対する検査・審査機能の強化、貸金業者等に対する検査・監督体制の強化等のために必要な体制を整備。

検査局審査課審査企画官（再掲）を設置するほか、貸金業者等に対する検査・監督体制の強化等のため、所要の要員を確保。

調整機能の強化のため、総務企画局総括審議官、総務企画局総務課情報化・業務企画室を設置。

（参考）金融庁の平成16年度末定員

	15年度末定員	16年度定削等	16年度増員	増員後の定員
総務企画局	253	1	11	260
検査局	460	4	22	478
監督局	171	1	17	187
証券取引等監視委員会	217	3	23	237
公認会計士・監査審査会			37	40
合計	1,101	9	110	1,202

（注）1. 総務企画局の定員には長官を含む。

2. 公認会計士・監査審査会の16年度末定員には、総務企画局からの振替3人を含む。

3. 上記一般職の増員のほかに、特別職2名（公認会計士・監査審査会会長、同常勤委員）が認められた。